

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
品川支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
足立支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
練馬支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
多摩支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
八王子支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般社団法人神奈川県自動車会議所
会長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般社団法人神奈川県自動車会議所
会長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般社団法人神奈川県自動車会議所
会長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般社団法人神奈川県自動車会議所
会長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
埼玉支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
春日部支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
所沢支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
熊谷支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
千葉支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
習志野支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
野田支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
袖ヶ浦支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
茨城支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
土浦支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
群馬支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般財団法人関東陸運振興センター
山梨支部 支部長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上

確約書

一般社団法人栃木県自動車整備振興会
会長 殿

事業者の氏名又は名称

印

事業場の名称
指定番号
住所
電話番号

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業及び整備のために取り外した封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付で、一般社団法人東京都自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当り、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写を提示するとともに、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。
また、特に貴殿からの求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
また、封印取付け台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証の写、整備のために取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印については、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときには、それに従います。

以上